

管轄する運輸支局等を経由して国土交通大臣へ、30日以内に報告が必要な事故の一覧

第2条各号の記載		用語の説明*
一	自動車 ^イ が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したものの	転覆：道路上で路面と35度以上傾斜したとき 転落：道路外に0.5メートル以上落ちたとき 火災：車両や積載物品に火災が生じたとき
二	十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	
三	死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの	重傷者の具体例： ・腕や大腿骨、脊柱等を骨折した者 ・内臓が破裂した者
四	十人以上の負傷者を生じたもの	
五	自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの	
イ	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物	危険物の具体例： ・軽油や灯油
ロ	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第二条第一項に規定する火薬類	火薬類の具体例： ・火薬、爆薬（ダイナマイト等）、火工品（導火線等）
ハ	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高压ガス	高压ガスの具体例： ・液化石油ガス（LPG）
ニ	（略）**	
ホ	（略）**	
ヘ	シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）別表第二に掲げる毒物又は劇物	毒物又は劇物の具体例： ・黄リン、塩素、ニトロベンゼン、発煙硫酸
ト	道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十七条第一項第三号に規定する品名の可燃物	可燃物の具体例： ・油かす、綿花類、マッチ
六	（略）**	
七	（略）**	
八	酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）（特定自動運行旅客運送（道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第六条第一項第九号に規定する特定自動運行旅客運送をいう。以下この号において同じ。）又は特定自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条第三号の三に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下この号において同じ。）を行う場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第十五条の二第一項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第三条第一項に規定する特定自動運行保安員（以下「特定自動運行保安員」という。）が酒気を帯びて特定自動運行用自動車（同法第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。以下この号において同じ。）の運行の業務に従事する行為。第四条第一項第五号において同じ。）、無免許運転（同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。）、又は麻薬等運転（同法第一百七十七条の二第一項第三号の罪に当たる行為をいう。）（特定自動運行旅客運送又は特定自動運行貨物運送を行う場合にあっては、特定自動運行保安員が麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な業務ができないおそれがある状態等特定自動運行用自動車の運行の業務に従事する行為）を伴うもの	
九	運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなったもの	
十	救護義務違反（道路交通法第一百七十七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があつたもの	救護義務違反： 直ちに運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険の防止等を行わないこと
十一	自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十一条第一項各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの	
十二	車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）	
十三	橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設を含む。）を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	
十四	高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの	
十五	前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣（主として指定都道府県等（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。）の区域内において行われる自家所有貨物客運送に係るもの場合にあっては、当該指定都道府県等の長）が特に必要と認めて報告を指示したもの	

*「用語の説明」における具体例は一部ですので、必ず該当法令の原文を参照してください。

** 貨物軽自動車運送事業の該当可能性が低いと考えられる規定を（略）としています。

(速報) 管轄する運輸支局等へ、電話その他適切な方法により、24時間以内のできる限り速やかに報告が必要な事故の一覧

	第2条各号の記載のうち、以下に該当するもの	用語の説明*
三	二人以上の死者又は五人以上の重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの	重傷者の具体例： ・腕や大腿骨、脊柱等を骨折した者 ・内臓が破裂した者
四	十人以上の負傷者を生じたもの	
五	自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）	
イ	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物	危険物の具体例： ・軽油や灯油
ロ	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第二条第一項に規定する火薬類	火薬類の具体例： ・火薬、爆薬（ダイナマイト等）、火工品（導火線等）
ハ	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス	高圧ガスの具体例： ・液化石油ガス（LPG）
ニ	（略）**	
ホ	（略）**	
ヘ	シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）別表第二に掲げる毒物又は劇物	毒物又は劇物の具体例： ・黄リン、塩素、ニトロベンゼン、発煙硫酸
ト	道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十七条第一項第三号に規定する品名の可燃物	可燃物の具体例： ・油かす、綿花類、マッチ
八	酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）（特定自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三条第三号の三に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下この号において同じ。）を行う場合にあつては、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第三条第一項に規定する特定自動運行保安員（以下「特定自動運行保安員」という。）が酒気を帯びて特定自動運行用自動車（同法第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。以下この号において同じ。）の運行の業務に従事する行為）を伴うもの	
九	運転者又は特定自動運行保安員の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなつたもの（脳疾患、心臓疾患、意識喪失に起因すると思われるもの）	

* 「用語の説明」における具体例は一部ですので、必ず該当法令の原文を参照してください。

** 貨物軽自動車運送事業の該当可能性が低いと考えられる規定を（略）としています。